

北海道大学かるた会 規約

第一章 総則

(名称)

第一条 本会は北海道大学かるた会と称する。

(所在地)

第二条 本会は本部所在地を会長宅に置く。

(目的)

第三条 本会は全日本かるた協会及び、全国大学かるた連盟に加盟し、かるた道を究めるとともに、札幌、北海道地区における競技かるたの振興および発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第四条 本会は前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- 一、競技かるたの練習会、及び大会、講習会への参加・支援活動
- 二、その他目的達成に必要な活動

第二章 組織

(構成員)

第五条 本会は前条の目的に賛同する会員によって構成される。

(入会)

第六条 本会に入会を希望するものは、所定の用紙に必要事項を記入し、入会費を添えて会長まで申し込まなければならない。

(退会)

第七条 本会を退会するものは、退会届を記入の上、会長の元へこれを提出するものとする。また、会員が以下のいずれかに該当する場合退会したものとみなす。

- ・本人が死亡したとき。
- ・社会通念上、相応しくない行為があったとき。
- ・会費を納めないとき

(休会)

第八条 本会を半期もしくは通年で休会するものは、休会届を記入の上、会長の元へこれを提出するものとする。この場合、会費を納めていなくても前条第三項には該当しない。

第三章 総会

(総会の構成)

第九条 総会は本会に関する重要事項を決議する最高機関であり、入会している会員のうち18歳以上の会員により構成される。議長は会長または副会長がこれを指名し総会の承認を得るものとする。

(総会の開催)

第十条 総会は年に一回開催されるものとし、会長または副会長の名のもとにおいて招集する。

(定足数)

第十一条 総会の構成員のうち、会長または副会長を含む過半数の出席を以て総会開催の定足数とする。欠席者は委任状を提出するものとする。

(採択の条件)

第十二条

総会は出席構成員の過半数をもって議決される。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会での決定事項)

第十三条 総会は次の事項を審議、決定する

- 一、本会の運営に関する重要事項、活動計画、運営の基本方針
- 二、本会の活動報告とこれら活動の承認
- 三、会計年度の決算およびこれらの承認
- 四、役員を選出及び改選
- 五、規則、制度の制定・改廃に関する事
- 六、その他特に総会での議決が必要と認められる事項

(臨時招集)

第十四条 会長または副会長は必要と認められるときに臨時に総会を招集することができる。また、構成員の三分の一以上の要請があった時にも同様に総会を招集することができる。

第四章 役員

(役員)

第十五条 本会には次の役員を置く。

- ・会長 一名

- ・副会長 一名

- ・連絡係 一名

- ・会計 一名

- ・会計監査 一名

(役員の仕事)

第十六条 役員は次の仕事を遂行する

- 一、会長は本会を代表し会務を統括する。
- 二、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 三、連絡係は、渉外および会内の仕事を統括する。
- 四、会計は会費その他の収入および支出を管理する。
- 五、会計監査は会計の決算に対し最終的な監査及び承認を行う。

(役員の任期)

第十七条 役員の任期は一年とする。ただし再任を防げない。任期年度の始まりは10月とする。

(役員を選出)

第十八条 役員は前任者の推薦により選出し、総会で承認を得るものとする。ただし、会則発行時の役員については、会長が任命するものとする。

(役員の臨時変更)

第十九条 やむを得ない事情により任期の途中で役員を変更する場合、前任者の推薦により後任者を定め、後任者の任期は前任者の残期間とする。

第五章 会計

(会計年度)

第二十条 会計年度は10月1日から翌年9月30日までとする。10月1日から3月31日を上半期、4月1日から9月30日を下半期とする。

(会費)

第二十一条 会費は入会費2000円、年会費5000円とし、年度初めに集める。年会費は、半期ごと（4月から9月、10月から3月）に2500円ずつの収めてもよい。下半期7月以降に入会した者は、入会金と年会費2500円を納める。

(休会時)

第二十二条 休会時は休会届を提出の上、会費を納めなくてよい。年会費を通年で納め、そのうち半期を休会することになった場合、半期分の会費は返金されない。

(臨時参加時)

第二十三条 当会の会員でないものが練習に参加する場合、試合数に関係なく終日練習300円、夜間練習200円を徴収する。

第六章 補足

(改廃)

第二十四条 本規約の改廃に関しては、総会で出席構成員の三分の二以上の賛成を必要とする。

(設立年月日)

第二十五条 本会の設立年月日は平成26年8月5日である。

(施行期日)

第二十六条 本規約は平成30年8月1日より施行される。

平成30年8月1日

この規約の内容について事実と相違ないことを証明します。

住 所

代表者 _____ 印

北海道大学かるた会入会届

私は、北海道大学競技かるた会規約に同意し、北海道大学競技かるた会の会員になることを申込みいたします。

申込日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

フリガナ 氏名		生年月日	
学籍番号		所属・学年	
段位		出場級	
性別			
住所	〒		
電話番号			
会員区分	正 / 准		

-----キリトリ-----

領収書

_____ 年 _____ 月 _____ 日

様

¥

上記を、北海道大学かるた会入会金として領収いたしました。

北海道大学かるた会

北海道大学競技かるた会退会・休会届

年 月 日

北海道大学競技かるた会会長
殿

私は北海道大学競技かるた会を下記の理由により 退会 / 休会 いたします。

記

1. 氏名

2. 住所

3. 電話番号

4. 退会日 年 月 日

5. 退会/休会理由

以上